

台東区労働組合 役員・委員選挙規程

第1章 総則

第1条（根拠）

東京都台東区職員労働組合第26条による役員（除特別執行委員）の選挙ならびに委員の選出、選挙を行うため、この規程を定める。

但し、前項に定めた役員の選挙区は台東区役所全域とし、委員の定員は別表1による。

第2章 選挙運営委員会

第2条（選挙運営委員会の設置）

選挙を行うために委員会はその都度選挙運営委員会を設置する。但し、委員の補充選出業務は委員会がこれを行う。

第3条（運営委員会の構成）

選挙運営委員会は委員会の選出した5名の委員をもって構成し、委員長は委員の互選による。選挙運営委員はその選挙の候補者になることはできない。

第4条（運営委員の事務）

選挙運営委員会は次の事務を行う。

- （1）選挙の告示
- （2）候補者届の受理、資格審査及び候補者指名の発表
- （3）選挙における投票と投票の管理及び投票の有効と無効の判定
- （4）選挙の結果を大会に報告し承認を求めること

第3章 選挙

第5条（候補者の決定）

執行委員長、副執行委員長、書記長、会計および執行委員ならびに会計監事の候補者となろうとする者は、選挙の10日前までに選挙運営委員会に届け出なければならない。

第6条（投票の方法）

投票は立候補の届け出のあった者について直接短期無記名投票によって行う。同数の場合は決選投票を行う。

- 2 投票は定数を超えた役職についてのみ行う。同数の場合は決選投票を行う。

第7条（当選者の決定）

当選者は、有効投票の最多数を得たものから順次定める。

2 候補者が定数を超えないときは、その者を当選とする。

第8条（資格喪失）

委員に選出されたものが、第1条の但し書中別表1に定めた選挙区から異動転出したときは、補充選出の時点で委員の資格を失う。

第9条（欠員）

当選者は、当選1か月以内にかけたときは次点者を繰り上げ当選とし、委員が欠けたとき、又は資格を喪失した場合は、直ちに欠員を補充選出しなければならない。

2 役員の欠員が規約改正に基づく増員によるものであるときは、当該規約を改正した大会の前1か月以内に行われた選挙の次点者を当該役員にすることができる。

第10条（信任投票）

前条により当選者と決定されたものは一括して全組合員の直接無記名による信任投票に付され投票者総数の過半数の信任を得るものとする。また投票の日時等は、委員会の議をふまえて別に定める。

第11条（改廃手続）

この規程は大会の承認がなければ改廃できない。

附則

この規程は1964年10月20日から実施する。

この規程は1970年11月 日から実施する。

この規程は1974年11月 1日から実施する。

この規程は1977年 6月 2日から実施する。

この規程は1989年 7月13日から実施する。

この規程は1992年 7月 9日から実施する。